平成２７年９月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

請　願　の　部

請　願　一　覧　表……1

議会運営委員会……5

福祉生活病院常任委員会……9

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……17

福祉生活病院常任委員会……21

地域振興県土警察常任委員会……29

請　願　一　覧　表

議会運営委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　　名	提　　出　　者	備　考
議 ２７年－　２５ （27. 9. 11）	議　　会	「請願・陳情に関する取り扱い要領」の変更について	鳥取県労働組合総連合 外	
議 ２７年－　２６ （27. 9. 11）	議　　会	陳情の上程・委員会付託に係る基準について	倉吉市 個人	

請願一覧表

請　願　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ２７年－　２３ （27. 9. 11）	生活環境	淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の事業計画とアセス購入費のための６月補正予算の執行停止及び「構造見直し」のための９月補正予算案の否決について	米子市 個人　外	

請願一覧表

議会運営委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
27年－25 (27. 9. 11)	議会	**「請願・陳情に関する取り扱い要領」の変更について** **▶請願理由** 1、「請願権」は憲法の『第３章　国民の権利及び義務』の第16条に規定された基本的人権である。「何人も、…平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定されている（「何人」には在留外国人も含む）。また、「請願法」第５条では「…官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」とも規定している。 　つまり、「請願」（陳情含む）は何人も「平穏に」行使できるものであり、官公署はそれを基本的にはすべて受付け、「誠実に処理」すべきものである。従って、様々な条件を付けて県民の「請願＜陳情＞権」を侵害することは憲法の趣旨とは相容れない。 　特に「基準案」⑥は、国民の請願＜陳情＞権を著しく侵害するもので、認められない。 2、「基準案」の①③④は、県民の負託を受けた県議会議員が見識を持って判断（否決等）すればよく、規則等でその取扱いを一律に規定すべきものではない。 3、「基準案」②の「係争中の裁判事件に関するもの等」は重大な問題を含む。『憲法講義』（小林直樹著、東京大学出版会、1967年）では「請願権が希望の表明にすぎない点から考えれば、「裁判に関する請願を除外すべき理由はない」から、司法権の独立を侵害しないような方法ならば、裁判についての請願も、別段に禁じられないといえよう。」とある。 　鳥取県では、近年『鳥取県児童手当差押え事件訴訟』（2009年）の例があった。県民Ａ氏が「県税事務所が差押えた預金は差押禁止財産の児童手当であり違法」として鳥取県を相手に訴訟を起こしたものである。判決は、一審・二審とも原告	鳥取県労働組合総連合 外３団体 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

		の勝利であった。一審判決後、Ａ氏を支援する団体が県議会に対し『県の控訴取り下げを求める』陳情を行った。県が控訴すれば当然弁護士費用等県費を支出することでもあり、県議会としても「控訴の適否」の判断を求められることとなる。Ａ氏を支援する団体の県議会への陳情は当然の権利行使である。 　もし、「基準案」②が施行されていたら前記「陳情」はできなかったことになる。重大な権利侵害である。 ４、「基準案」⑤は、たとえば議員定数や議員報酬、海外視察などに対する県民意見を直接議会に届ける機会が失われることになる。議会に自律権があるとしても、それを県民意見の上位に置くことは認められない。 **▶請願事項** 　以上の理由から、「請願・陳情に関する取り扱い要領」の「３（３）その他議会の審議になじまないと議長が認めるもの」の基準案を施行しないことを求める。 ※「基準案」 ①違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの（不当要求行為に類するものを含む） ②係争中の裁判事件に関するもの等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ③法人もしくは個人の名誉を毀損するおそれのあるもの又は個人の秘密を暴露するもの ④県の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの又は県の組織編制に関するもの ⑤議会（議員）自身に関して定める条例、規則等又は議会が行う事業に関する意見・要望に類するもの ⑥議案の慎重審議又は議案に係る議決の見直しを求めるもの ⑦その他議会の審議になじまないと認められるもの		

27年－26 (27. 9.11)	議　　会	**陳情の上程・委員会付託に係る基準について** **▶理由** （1）議運で示された基準案 ①違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの（不当要求行為に類するものを含む） ②係争中の裁判事件に関するもの等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ③法人もしくは個人の名誉を毀損するおそれのあるもの又は個人の秘密を暴露するもの ④県の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの又は県の組織編制に関するもの ⑤議会（議員）自身に関して定める条例、規則等又は議会が行う事業に関する意見・要望に類するもの ⑥議案の慎重審議又は議案に係る議決の見直しを求めるもの ⑦その他議会の審議になじまないと認められるもの （2）基準案に対する請願者の見解 ①については、当然のことであるので、記載しても差し支えない。 ②は、趣旨を理解できなくはないが、裁判関係だと、県民が議会に何もいえないというのはおかしい気がするし、裁判に関して議会に陳情するのは、そもそも司法権の独立を侵すものではない。例えば県が対個人で争う訴訟について、県にその請求を認めるように求める第三者からの陳情というのは、ありうるはずである。仮に、「当事者の判断に委ねられるべき」とするならわからなくはないが、この場合でも、県民の負託を受けた議会として、何らかの意見を示すことはありうるはずである。 ③は、法人（県も法人格を有する団体）の名誉毀損だと言えば、何でも陳情上程の対象外というのは違和感。もし個人の秘密に関わるものであれば秘密会を開けばいいし、「名誉毀損」の定義があいまいで、「県の名誉毀損だ」などと言えば、上程されるべき陳情すら、恣意的に上程されなくなる恐れもある。 ④は、執行部や人事委員会にある人事権云々ということで、	個人 （倉吉市 （紹介議員） 市　谷　知　子 錦　織　陽　子	

		理解できなくもない。ただ、憲法第 16 条には、公務員の罷免等についても請願の対象になるとされており、もし、議会が当該人物について「問題だ」「異動させるべき」「首を切るべき」と考えた場合、仮に最終的な決定権が執行部にあるのだとしても、執行部に対し、あくまで意見として、改善を求めることはありうるはずである。陳情を出した個人の気持ちになって考えると、本人が直接執行部に出すより、議会の箔を付けた方が有効であるという意図なのだと思う。 ⑤は、自律権という名のもとに、議会への陳情が、上程の対象外というのは、どうも違和感がある。実際、他の議会では、例えば議会報告会を求める陳情などが上程されているケースもある。県民が、例えば議員報酬の削減を求める陳情のように、議会にとって都合の悪い陳情を出した場合「参考にします」だけでは、永遠に議論されないことも起こりうる。ゆえに、本会議上程・委員会付託して、県民の前にどのような陳情が出されたかを明らかにし、公開の場で議論することが重要なのだろう。 ⑥は、これが一番の問題であって、これを禁止すると「では何のための陳情制度なのか」となる。県が予算審議し、もう決まってしまった議案は、県民が再考を求められないことになるからである。 ⑦は、このようなあいまいな基準を入れると、議会ないし議長の「恣意的な」判断によって、上程されるべき陳情が上程されない危険性があり、不当である。 第三　結語 上記、趣旨及び理由に記載のとおり、本基準は、憲法第 16 条に定める請願権の重要性を考えると不当であり、全部不服であるので、施行しないことを求める。もし、仮に上程しないものについても、上程されなかった県民の陳情を、「県議会だより」やインターネット上などで公表し、陳情の本文や上程拒否の理由を明らかにし、県民の知る権利を担保すべきである。		

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
27年－23 (27.9.11)	生活環境	**淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の事業計画とアセス購入費のための６月補正予算の執行停止及び「構造見直し」のための９月補正予算案の否決について** **▶理由** （１）県の意見および監査委員の判断 「住民監査請求に基づく監査結果報告書」（平成27年６月10日）によると、鳥取県生活環境部循環型社会推進課（以下「県」という。）の見解と監査委員の判断は下記のようになっている。 県の見解では、「技術審査は不要で、国・県の環境影響調査の指針に基づき必要な項目さえ確認すれば、検査完了と理解していた。」と判断される。即ち、その技術的な内容は問わず、必要項目の確認のみであった。しかし、監査委員の判断では、補助金事業であっても一定レベルに達していることの確認のため技術審査は必要であると判断されている。そのために一般の事業と同様に事業完工時の竣工検査と同様な検査が必要と理解している。しかし、県は上記説明のように必要な項目さえ確認すれば、検査終了と理解し株式会社シーイーシー（以下「シーイーシー」という。）が行った調査・解析・設計の成果品（各種報告書）の技術審査を全く行わず、平成26年３月に竣工検査を完了し、最終支払いを完了した。 住民側の専門家が生活環境調査書、地下水調査・解析書、事業計画書に対するコメントを行っているにもかかわらず、県・公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「事業センター」という。）は、監査委員の指摘のように、その成果品の技術的審査は必要との指摘であるにもかかわらず、これを怠った故に出てきた問題であり、非常に重大である。県・事業センターは、県の地方財政法による職責を果たしているのか疑問である。 更に、県・事業センターは、３専門家の審査結果で、「概ね	個人 （米子市 外２名 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

		妥当」との見解を得たとしている。しかし、３専門家へ配付された報告書は平成 25 年６月版（第１案）に対するコメントに基づき、加筆・修正された平成 25 年 10 月版が検証・鑑定に供されたことになる。住民側の提示要求から約７ヶ月後の平成 26 年２月配布の「地元説明資料」で重大で且つ基本的な間違いが発見された。平成 25 年 10 月版の報告書が３名の専門家に配付され、検証されたことになる。従って、特に地下水担当の専門家は、平成 26 年２月に発見された重大で且つ基本的な間違いが発見された事実を知らされず、平成 25 年 10 月版にて、その鑑定書を作成しており、県・事業センターの言う「概ね妥当」との評価を得ているとの説明は誤りである。 （２）事業計画（生活環境調査報告書・設計図書等）の技術審査 平成 27 年３月の事業主体の変更に伴い、事業センターはシーイーシーの作成した事業計画（生活環境調査報告書・設計図書等）の審査を株式会社エイト日本技術開発（以下「エイト日本技術開発」という。）に委託・実施し、一次報告として「設計図書審査」に関する審査結果を提出した。区画割擁壁の基礎地盤強度の評価ミスと言う設計の基本的な間違いを指摘され、更に区画割擁壁に替わる代替案の検討を指摘している。この報告書によると上部擁壁の基礎地盤は埋立て廃棄物であるにもかかわらず（既存の一般廃棄物処分場のボーリング結果では N ー値は５～ 10)、良好な基礎地盤を前提に設計していた。これは設計瑕疵である。「区画割擁壁」に替わる案を検討することも必要との指摘があった。即ち、区画割擁壁案に替わる代替案との比較を行い、建設費・維持費も考慮した総合的評価を行うものと理解する。 説明によると、「構造変更など生活影響調査の諸元が変更となる場合、生活環境影響調査の追加実施を行う」と明記されている。即ち、構造変更の可能性が大きいので生活環境影響調査の追加実施を行うと説明している。生活環境影響調査、特に地下水調査・解析は非常に杜撰で地下水報告書の体をなしていないので、この機会に修正・変更を行うことを示唆している。 シーイーシーが策定・実施した基本計画、基本設計、生活環境影響調査、地下水調査・解析、事業計画書、実施設計は、全		

		て調査・解析瑕疵および設計瑕疵であったことが判明したことになる。住民側からの度重なる文書によるコメントにもかかわらず、県・事業センターは技術的審査など全く不要であるとしてきたことが、今回のエイト日本技術開発の事業計画全体の審査検討で技術的問題点が明らかになり、計画・設計の瑕疵、地下水調査・解析の瑕疵と基本的な事項の誤りだらけであることが立証された。県・事業センターの責任は重大である。 （３）一般的な事業計画の実施工程 事業計画の実施工程表は、①候補地選定、②地元交渉、③用地交渉、④地域計画・基本計画策定、⑤測量・地質・各種調査・基本設計、⑥環境アセスメント、⑦実施計画書、⑧実施設計・施設仕様書、⑨入札・建設工事と進むのが一般的である。 しかし、住民監査結果報告書で県の説明は、「条例に基づいて県に提出する事業計画書の作成に必要な実施設計および添付が義務付けられている生活環境影響調査を作成する事業に対して補助する。」と監査委員へ陳述している。一般に、事業計画書は実施設計に基づき作成されるものではなく、基本計画・基本設計に基づき作成され、事業計画書・生活環境影響調査書を作成する。 作成された事業計画および生活環境影響調査書が縦覧に供され住民からの意見、鳥取県環境影響評価審査会、県知事等からの意見等を考慮し、最終的な事業計画案に基づき実施設計を行うのが一般的である。そうではなく、県の説明のように実施設計に基づき事業計画書および環境影響調査が作成され、それらの縦覧にて意見があり変更・修正が必要となった場合、実施設計が無駄になり、変更・修正のための時間とコストが増加することになる。 県・事業センターは、事業計画実施の一般的な手順に従うことなく、また補助金対象事業の生活環境影響調査・事業計画書・実施設計の技術的検討を全く行うことなく、竣工検査を完了し、最終支払いを完了している。県条例に違反若しくは反しているのではと推察している。 （４）調査・設計瑕疵と県・事業センターの竣工検査 成果品の技術的な竣工検査なくして、基本設計・実施設計を		

		行いそして今回のリスク低減のための構造の方策を検討するとの報道である。即ち、区画割擁壁の構造を取り入れた実施設計は最適な施設構造ではなかったことを証明しており、更に区画割擁壁の地盤強度を良好な状態で設計していた。これは、基本計画・基本設計・実施設計の間違いであったことを証明しており、シーイーシーの設計瑕疵である。 これまで県の補助金 5,906 万円で実施された全ての成果品である調査報告書は、県・事業センターでは全く技術審査を行っていなかった故、このような事態となったのである。この実施設計のみならず、前述のように環境影響調査報告書の地下水調査・解析も技術報告書となっていない。本案件に対して、県・事業センターは地方財政法の趣旨に則ったその職責を果たしておらず、その責任は重大である。 その結果、実施設計が完了したこの時点で、「リスク低減のための構造の方策を検討するため」との理由で、計画・設計瑕疵があることが判明したのにもかかわらず９月県議会で補正予算にて 3,900 万円の要請を行うことは、誠に不当である。計画・設計瑕疵が判明したので、業務委託契約の一般契約約款の瑕疵担保条項に基づき、県・事業センターは、シーイーシーおよび事業主体であった環境プラント工業株式会社（以下「環境プラント工業」という。）にこの経費を負担させるように手続を早急に行うべきである。この手続を早急に進めるように議会は県・事業センターに要求し、徹底して審議してほしい。従って、９月県議会で補正予算案 3,900 万円を否決されるよう請願する。 また、平成 27 年６月の補正予算で環境プラント工業が実施し作成した成果品（事業計画書、生活環境影響調査、地下水調査・解析、実施設計図書等）等の買い取りのために、貸付金として 5,142.8 万円を予算化した。このような環境プラント工業が実施した事業計画書、生活環境影響調査書（地下水調査・解析を含む）、実施設計図書の全てが瑕疵となる。更に、調査・計画・設計瑕疵が別のコンサルタント会社であるエイト日本技術開発により指摘されたので、このような瑕疵のある成果品を購入することは、税金の無駄遣いとなるので、地方財政法上、		

		違法若しくは不当である。従って、平成 27 年６月の補正予算5,142.8 万円の執行停止を勧告されるよう請願する。 （５）当該事業計画（案）のこれまでの契約状況 環境プラント工業とシーイーシーは、平成20年８月 11 日に総額 3,727.5 万円（含消費税）の業務委託契約を締結し、その後口頭増額変更を行い総額 4,940 万円に合意した。その業務委託項目は、基本計画、基本設計、地質調査・解析、事業計画書、実施設計書、申請書作成までを含む。平成24年３月 30 日に減額変更を行い総額 3,150 万円となった。平成24年４月 26 日、両社は補助金対象として第２回の契約増額変更を行い、平成20年８月締結の業務委託項目とほぼ同じ項目の委託業務で、ほぼ同じ契約金額 4,990 万円の増額変更契約を締結した。平成 20年８月の原契約の口頭増額変更および平成 24 年４月の契約変更の業務委託契約項目はほぼ同じで、金額までほぼ同額である。事業センターは、平成 24 年３月末までの環境プラント工業の成果品である報告書さえチェックしておらず、業者の見積書に基づき積算したとの回答であったが、地方財政法の「公益上の必要性」の要件を満たしていない。 また、米子市議会で米子市は、「計画予定地の約 50 ％を占める米子市有地を産廃処分場として利用させることについて同意している」との説明をしていない。書面によるこの同意なくしては、当該事業計画実行の確実性が担保されたことにはならず、不確実な事業計画のもとに、血税が無駄に使われていくことになる。 平成 27 年３月末までの業務委託契約関連の支出は、総額5,906 万円、更に平成27年６月県議会の「買取り補正予算」5,143万円、今月９月県議会の「構造の見直し補正予算」3,900 万円が執行・支払いされれば、この調査・解析・設計に総額 14,949万円が支払われることとなる。これと同程度の事業規模の業務委託契約が約３回もできるほどの規模である。このような事業推進を県・事業センター、環境プラント工業、シーイーシーに行わせても良いのだろうか。県議会で徹底的に審議して頂くようお願いする。 参考までに申し添えるが、鳥取県の情報公開によると、土木		

		関連施設・土地改良施設の業務委託契約で、平成 16 年から平成 25 年までの 10 年間で 5,000 万円を超えるものは、中部総合事務所が発注した「倉吉～関金道路改良工事」の測量・調査・詳細設計業務」の１件のみである。 **▶要旨** 事業センターは、環境プラント工業がシーイーシーに実施させた淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の従来の事業計画案全体を別のコンサルタント会社であるエイト日本技術開発に審査検討を依頼したところ、「よりリスクが低減できる構造の方策」を検討するよう指摘があった。このため、現計画とは異なる処分場構造を検討して別案としてまとめ、また生活環境影響評価も構造変更のある場合、追加実施を行う。「これらに必要な経費 3,900 万円を９月補正予算で対応を要請する。」との報道があった。即ち、基本計画・設計、事業計画、生活環境影響調査、実施設計に重大な瑕疵があったとの審査結果報告である。 平成 27 年６月の補正予算で環境プラント工業が行った実施設計・生活環境影響調査の成果品等を買い取る予算として、5,142.8 万円が承認された。生活環境影響調査、特に地下水調査・解析は杜撰であり、それのみならず環境プラント工業が実施したこれまでの成果品は計画・設計瑕疵である。このような瑕疵のある基本設計・環境影響調査報告書・事業計画書・実施設計図書を購入することは、地方財政法の趣旨に反し、県民の血税の無駄遣いになる。 更に、米子市議会で米子市は、「計画予定地の約 50 %を占める米子市有地を産廃処分場として利用させることについて同意している」との説明をしていない。書面によるこの同意なくしては、当該事業計画実行の確実性が担保されたことにはならず、不確実な事業計画のもとに血税が無駄に使われていくことになる。 県・事業センターは、監査委員の指摘している「技術審査」を厳密に行い、県民・住民の要望を尊重し、何故このような問題が発生したのか、その問題点を明らかにし、再び同じ誤りや県費の無駄遣いをしないようにすることが重大な責任であるこ		

		とを県議会は要求して、徹底して審議していただきたい。 当該事業計画に対して、下記２項目を請願する。 ①県・事業センターは、産廃処分場の区画割擁壁に替わる案を検討する必要があるとして、補正予算 3,900 万円を要請するようであるが、この補正予算の予算化を否決すること。 ②県・事業センターが平成 27 年 6 月補正予算で承認された 5,142.8 万円で「瑕疵のある成果品の買い取り」の執行停止をすること。		

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２７年－　１９ （27. 7. 13）	生活環境	ガソリン価格の適正な表示等について	倉吉市 個人	
福 ２７年－　２１ （27. 8. 11）	福祉保健	指定介護施設の事業に係る県条例等について	倉吉市 個人	
福 ２７年－　２２ （27. 9. 4）	福祉保健	原子力防災における安定ヨウ素剤の事前配布及び国への意見書の提出について	安定ヨウ素剤の事前配布を求める会	
福 ２７年－　２４ （27. 9. 11）	生活環境	「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の創設について	一般社団法人鳥取県私立学校協会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２７年－　２０ （27. 7.31）	選挙管理	県議会議員選挙における掲示場用ポスター作成経費の適正執行について	鳥取市 個人	

陳情一覧表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－19 (27. 7. 13)	生活環境	**ガソリン価格の適正な表示等について** **▶陳情の理由** （1）ガソリン価格表示の実態 ガソリン価格については、販売事業所の前に立看板がなされる事が一般的であるが、「税抜き表示」「税込み表示」「会員価格」「非会員価格」「プリペイド価格」「現金価格」「価格無記載」などが混在し、消費者にとって分かりにくい事情がある。たとえば、隣接地域に税込み130円の店と、本体価格125円の店があり、消費者が後者を税込と誤認して事業所に立ち寄ったところ、実際は135円だったというケースがありうる。 また、場合によっては、意味不明な文言が看板に記載してある事も多く、消費者とすれば、どのガソリンスタンドを選んでいいか、迷う。 車の運転時に、対象の価格看板を認知し、それを受けて制動操作を行うまでの間は、ほんの数秒しかない。税込みや税抜きなどの標記は、消費者にとって非常に分かりにくい小さな字で書いてあることも多く、その是正が求められるところである。 （2）消費者契約法の規定内容 消費者契約法第3条には、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」とある。本件陳情に記載のガソリン価格表記についても、法及びその他の消費者保護関連法規に基づき、消費者に分かりやすいものとなるべきである。 ついては、消費者にとって分かりやすい価格表示がなされるべく、次の事項を陳情する。	個人 （倉吉市	

		▶陳情の趣旨 ガソリン販売事業者におけるガソリン価格の表記については、税込みや税抜き、会員価格や非会員価格、現金価格やクレジット価格などの表記が混在し、非常にわかりにくい実情があり、消費者の誤認・混乱を生じせしめている。 ついては、消費者にとって分かりやすい価格表示がなされるべく、主位的陳情事項として（1）を、追加的陳情事項として（2）を陳情する。 （1）鳥取県においてガソリン価格表示に係る統一的なガイドラインを定めること。 （2）ガイドライン策定に至らずとも、各事業所に対し、消費者に分かりやすい適切な価格表記を行われるべきことを指導いただきたい。		
27年－21 (27. 8. 11)	福祉保健	**指定介護施設の事業に係る県条例等について** **▶陳情の理由** （1）介護施設に係る不適切な経営実態の発覚 去る本年8月5日付の鳥取県のプレスリリースや報道で明らかになったとおり、県中部に事業所を置く指定介護予防通所介護施設（以下、単に「施設」という。）において、不適切な介護報酬の算定・請求がなされており、また、施設から、建築基準法に基づいてなされるべき特定行政庁（倉吉市建設部建築住宅課）に対する用途変更の確認申請に係る完了届が提出されていないなど、ずさんな運営の実態が明らかになっている。 さらに、平成26年11月頃から行われた施設の改造工事について、県条例に定める基準に抵触するものであったという。 県は、上述のような事態を踏まえ、平成24年12月4日、平成25年6月27日、平成26年7月24日、平成27年5月29日に、幾度にわたって実地指導を行ったが、指導しても同様の不備が繰り返されてきたという。 そこで県は、条例の規定に基づき、指定基準の遵守等について改善勧告を行ったが、施設は期間内に改善を行わず上記報道発表に至った。	個人 （倉吉市	

		（２）改善勧告事項について イ．利用者に対し利用料が誤った額で請求されていたこと。 ロ．１日中、居室のベッドで寝ているはずの利用者が、通所介護利用として算定されていたこと。 ハ．建築基準法令不適合 上記のイに関しては、利用者の一部負担額のみならず、公共のお金である介護保険からの支出もあるものであり、利用実態に沿った適切な算定及び請求がなされるべきことは、言及すべくもない。 ロについては、本来、介護予防施設というのは、利用者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むのがベースにあり、その補助として、通所によって機能訓練等を行うことが、本来的な施設の任務のはずであるが、恒久的に入所をするのは、本来の施設の性質を履き違えたものであると断ぜざるを得ない。 ハについては、平成27年5月17日発生の川崎市簡易宿泊所火災などのケースもあることから、建築基準法等の関係法令に適合した施設であるべきことは、当然のことである。 （３）問題意識 ここで問題とされるべきは、何度指導しても同様の不備を繰り返す施設についてはさることながら、そのような施設について、４年間も事実上経営をできてしまう実態なのだろう。もっと早期に、事業所名の公表や、もっと強い行政指導が行えていれば、また、もし可能であれば、指定の取り消しなども行えていればと思うのである。現在５年の更新を、もっと短い周期にしたり、条例に罰則の導入を検討するなど、改善も必要だと思う。 介護保険法（以下、単に「法」という。）や鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下、単に「条例」という。）の制度趣旨・保護法益は、要介護状態となり、介護や看護、療養等を要する方について、その方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行うことで、国民の保健医療・福祉サービスの向上を図ることのはずである。であるのに、誤った請求や基準に適合しない運営が４年にわたって常態化している現実は、看過しがたい。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		県は、先に、いわゆる「お泊りデイ」に係るガイドラインの策定をしたところであるが、他にも同様の問題施設がないか、注視していく必要がある。 認知症や病気などで「声」を上げにくい高齢者のサポートをする施設が「ずさん」な運営をしてしまった場合、結局、その不利益は、高齢者の生活に及んでしまう。彼ら彼女らを守り、救ってあげられるのは、行政しかいない。しかし、その行政が現行法令上強く出られず、悪徳事業者を指定解除できない、野放しにしなければならない現実があり、このような現状は、何とか改善してもらいたい。 介護事業は本来、ままごととか、お遊び、一部事業者のためにあるものではないはずである。生身の人の命がかかっている。人の大切なお金がかかっている。誠実な人に、まっとうな運営がしてもらえるような制度の確立を切望する。 **▶陳情の趣旨** (a) 主位的陳情事項として、法及び条例の理念・趣旨に従った運営をなさない事業所がある場合、その改善勧告・改善命令、事業所名の公表をより短いスパンで実施し、それでもこれに従わない事業所については、指定の取り消しを速やかに実施すること。条例について、罰則の導入を検討すること。 (b) 介護事業所の指定に係る更新について、現在よりも短い期間での更新を行い、従前より素行不良の事業所については、更新の拒絶等を行う方策を検討すること。 (c) 上記に加え、副位的陳情事項として、素行不良の施設について、法第 77 条に基づく「指定取消」の要件を緩和すべく、意見書等によって国に働きかけること。		
27 年－22 (27. 9. 4)	福祉保健	**原子力防災における安定ヨウ素剤の事前配布及び国への意見書の提出について** **▶陳情理由** 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後の東京電力株式会社福島第一原発事故により、高濃度の放射性物質が広範囲に拡散し、周辺地域では、住民避難において大混乱を引き起こした。この事態を振り返った時、特に深く反省すべき点のひとつとして、	安定ヨウ素剤の事前配布を求める会	

		安定ヨウ素剤の備蓄がありながら、服用のための配布がほとんどなされなかったことがあげられる。 事故後、新たに「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）に指定された鳥取県・米子市・境港市では、島根原発事故に備えて、避難計画を作成し、その様々な方策の中に、一次集結所などへの安定ヨウ素剤の備蓄も含まれている。 この安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを阻止し、将来甲状腺がんなどの発症を防ぐことができる。また、チェルノブイリ原発事故等による知見から、この放射性ヨウ素による被ばくの影響（甲状腺がん発症）は、年齢が低いほど、より大きいことがわかっている。 この時、服用の効果は、平成 25 年に原子力規制庁から出された文書によると、最も効果的な服用基準は、放射性プルーム（放射性雲）通過直前又は直後であり、放射性ヨウ素吸入・摂取後 24 時間以降では、ほとんど効果がないとされている。 福島第一原発事故では、各地のモニタリングポストの値や放射性物質拡散シミュレーションシステム（SPEEDI）のデータは公表されず、放射性ヨウ素を含む放射性プルームがいつ、どのくらい通過するという情報を住民は知ることができなかった。 鳥取県の広域住民避難計画では、避難指示が出るのは、放射性物質の空間線量率が 1 時間あたり 500 マイクロシーベルト（通常の 5000 ～ 10000 倍の値）という状態であるので、避難途上において住民が摂取・吸入する危険が大きく、その後の服用では、せっかくの効果が低下する可能性が高いと考えられる。 また、複合災害を考慮すると、安定ヨウ素剤が保管してある第一次集結所までの道路状況や建物の状態によっては、避難指示が出ても屋内退避をせざるをえない場合、入手することが困難になる。 以上により、第一次集結所などへの保管はもちろん必要であるが、十分な説明を聞いた後、各家庭に事前配布し、保管することが必要不可欠と考える。 島根原発の地元である島根県では、原発から 5 ㎞までの「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ）の全住民だけでなく、原発から 30 ㎞までの UPZ 内の希望者への安定ヨウ素剤の配布を決定している。鳥取県においても、原子力防災の方策として、		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		安定ヨウ素剤の事前配布を求める。 **▶陳情事項** ①鳥取県内の住民に安定ヨウ素剤を事前に配布することを求める。その場合、使用期限も考慮し、少なくとも数年に１回程度、再配布の度に十分な説明会を行うことを求める。 ②乳幼児への影響を考えると、３歳未満の子どもへの事前配布が大変重要である。早急に簡易シロップ剤などを開発し、事前配布を可能にすることを国に求める意見書を提出すること。		
27年－24 (27. 9. 4)	生活環境	**「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の創設について** **▶理由** 本県では、従来から医療関係や介護関係の専門学校に進学し、資格取得後、県内の医療・介護施設に就職した学生に対し、奨学金の全額または半額を返還免除する制度がある。 また、今年度から、国の「地方創生」予算を活用した、IT企業や薬剤師など人材不足が著しい分野に就職する学生に、奨学金返済額の最大２分の１を助成する制度が創設された。 しかし、この奨学金制度は、関係団体からの寄付金が前提になっているため、団体としての資金に余裕のない業界は対象外となった。 今回、鳥取県私立学校協会では、県外の学校に流出する若者を県内にとどめる有効な策として、県内の専修学校・各種学校に進学する学生に対する「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の創設が重要と考え、調査を行った。その結果、専修学校・各種学校卒業生の地元定着を一層促進するために「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）を求める強い要望が出された。特に理美容学校からは理美容業界の現状として、近年、少子化の中で理容師・美容師を目指す若者が減少し、理・美容学校への進学者も、京阪神を中心とした県外の学校に進学する割合が多くなっている。そして、彼らのほとんどは県外のサロンに就職している。そのため、県内の若い理容師・美容師の人材確保は急務となっている。 「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）制度ができれば、県内に留まる若者は確実に増え、県内の理美容業界の発展に大きく	一般社団法人鳥取県私立学校協会 外１団体	

		寄与することになる。さらに、女性の多い業界であるので、若い女性の県内定着は、少子化対策にも大きく貢献できると考えられる。 　また、その他の校種、自動車学校や予備校からも同様の奨学金を望む強い要望が出された。 　上記の要望に併せて、今後各校の趣旨をご理解のうえ、「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の新設を是非とも検討いただきたく陳情するものである。 **▶要旨** 　県内の専門学校に進学し、卒業後県内に就職した学生に対し、奨学金の一部を県が助成する奨学金（仮称「若者ふるさと定着奨学金」）を創設していただきたい。 「若者ふるさと定着奨学金」（仮称）の概要 　県内の理・美容学校への進学者が、卒業後県内の職場に就職した場合、奨学金の半額を返還免除する。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－20 (27. 7. 31)	選挙管理	**県議会議員選挙における掲示場用ポスター作成経費の適正執行について** **▶陳情理由** 選挙のポスター掲示場用ポスターの印刷経費や選挙カーの借上げ、運転手雇用及びガソリン代等への公費負担制度は、被選挙権の保障を目的として、平成6年ごろに国・県・県内4市で制度化されたと承知しているが、当初の目的と乖離した現状を見て、該当の候補者・印刷業者等関係者の公費支出に対する認識・良識に大きな疑問を感じた。 平成26年11月に行われた鳥取市議会議員選挙の掲示場用ポスター印刷に対する公費負担限度は、単価が766円、枚数はポスター掲示場数と同じ592枚であったが、その半年後の今回の県議会議員選挙鳥取市選挙区の場合、印刷限度枚数は掲示場数の2倍の1,182枚であるのに、単価は減額ではなく、市議会議員選挙の役1.23倍の946円。こういう県民が理解しがたい金額が算出される現在の規定、国に準じたものかと思うが、地方創生の時代にふさわしい、県民の理解を得られる金額が算出されるものに見直すことが必要だと思う。 4月の県議会議員選挙鳥取市選挙区では単価・印刷枚数ともに上限一杯を使って印刷したとする候補者が8名いるなど、ほとんどの選挙区での信じがたい実態には驚愕である。 印刷限度数が172枚と最小の境港市選挙区をはじめ各選挙区の状況を見てみると、多くの県民の皆様が「どの選挙区でも20万円以内での印刷が可能、いくらかかっても30万円もあれば十分では」との印象を持たれるのではないかと思う。 各候補者と印刷業者の随意契約の中での単価、印刷枚数であることから、違法ではないものの、通常想定される金額を大幅に上回る単価と、単純に掲示場数の2倍など必要以上と思われる印刷枚数で算出される県費が印刷業者に支払われる現状、	個人 （鳥取市	

		厳しい批難も懸念される状況が今後も継続することは容認し難しく、印刷業者間の競争が確保されるなど、県民の理解が得られる県費支出となるような制度への改正が必要と考える。 　なお該当の候補者には、猛省や政治倫理条例に基づく説明ではなく、不当利得部分の県への自主返還を印刷業者に要請されることを期待する。 **▶陳情の要旨** 　県費支出が行われる鳥取県議会議員選挙における掲示場用ポスター作成経費を県民の理解が得られる適正な金額とするため、印刷契約の締結等に当たっては相見積を徴すること及びその結果を鳥取県選挙管理委員会に報告することを各候補者に義務付けるとともに、鳥取県選挙管理委員会はその内容を公表するなど、県費支出対象となる印刷が適正な単価・枚数で行われるよう制度改正されること、また現状の一因と思われる鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第 12 条の規定を改正されるようお願いする。		